



「安全衛生委員会の自主開催でグッドコミュニケーション」

●法律上の安全衛生委員会とは

種類	設置が義務づけられている事業場
安全委員会	業種により、常時使用する労働者50人以上、または100人以上
衛生委員会	業種にかかわらず、常時使用する労働者が50人以上の事業場

50人未満の事業場は、安全または衛生に関する事項について、関係労働者の意見を聴くための機会を設けるようにしなければならない。(努力義務)

●法律で求められる安全衛生委員会で話し合う事項

安全委員会	衛生委員会
<ul style="list-style-type: none"> 安全に関する規程の作成 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、安全に係るものに関する事 安全に関する計画の作成、実施、評価及び改善 安全教育の実施計画の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 衛生に関する規程の作成 衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善・衛生教育の実施計画の作成 定期健康診断等の結果に対する対策の樹立 長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策 労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立

自主開催する場合、これらの審議事項は必須ではなくなりますが、まずは気に事項を職場で話し合しましょう！



4月になりました。会社の区切りとしては1月または4月とされているところが多いかと思えます。

また、4月は新年度ということで、心機一転、新しい取り組みを始められることもあるでしょう。

そこでおススメが「安全衛生委員会」。

通常、安全衛生委員会は、法律で一定数以上の事業場において設置、開催が義務付けられていますが、あえて義務付けられていない事業場において、安全衛生委員会を開催することは目的が明確になり、組織のグッドコミュニケーションを図ることができます。

①安全衛生委員会とは

法律で義務付けられている安全衛生委員会は、審議する事項も決められています。ちなみに安全委員会、衛生委員会と別々に開催することも可能です。

②義務がない事業場であえて開催

安全衛生委員会の設置・開催が義務付けられていない事業場であっても、あえて自主開催することは安全の樹立という面で意義があります。

風通しのよい職場は事故が少ないと言われています。安全な職場では、お互いに意見が言いやすい関係ができているということです。

③職場の「不」が取り除ける

安全衛生委員会は労使が対等に話しができる場にもなります。安全かつ環境のよい職場は、経営者、労働者双方にとって共通の願いのはずです。

職場の安全や働く環境における課題に、労使が団結して取り組むことは、コミュニケーション不足で生じていた「不明瞭」「不一致」といった職場の「不」の問題を解消することにもつながるのでないでしょうか。



●所内でオンライン研修を受講



事務所内でオンライン研修を受講しました。

以前は所長が出向き、スタッフに伝達するというをしていましたが、今はオンラインでスタッフもいっしょに受講

できるため便利になりました。今回は、産前産後・育児関連の手続きについて勉強しました。

(担当:妹尾由美)

■事務所日誌



●3月の事務所の活動

- 3・12・19・26日 労働時間上級セミナー受講
- 11日 井原商工会議所にて働き方改革相談窓口対応
- 10・24日 職場の基礎代謝ファシリテーター講座を受講
- 16日 テレビ電話にてゆうかつ(読書会)を開催
- 17日 テレビ電話早朝読書会「いばら朝喝同好会」に参加

■編集好奇

▼この春は、二人の息子が入学を迎えます。そのため親である私もドキドキしています。二人に不安を与えないよう、とくに小学生の子には不安が伝わらないよう、元気に過ごさせてあげたいです。(YS)